

おためし暮らし（移住体験）住宅 再募集の申込受付について

「おためし暮らし（移住体験）住宅」のご利用につきまして、次のとおり申込を受け付けます。

ご利用を希望される場合は、「おためし暮らし（移住体験）用住宅入居申込書」によりお申込みください。

※また、令和3年度より「子育て世代の移住検討者」、「ワーケーション、リモートワーク利用者」「町外から町内へ通勤している」方等を対象としていますので、予めご了承ください。

※新型コロナウイルス等の影響により、受入れを中止する場合がありますので、予めご了承ください。

※北海道での緊急事態宣言、利用者の居住先都道府県での緊急事態宣言が発令された場合は、該当利用者の受け入れは中止いたしますので予めご了承ください。

※ お申込み前に必ずご確認ください。

対象期間	令和4年10月3日～令和5年3月31日
利用条件	<p>(1) 北海道 安平町への移住を検討されている方で次の利用対象者に該当する方。</p> <p>(2) 体験期間は、最低1週間から最長3ヶ月までとなります。 ※夏季（6月から9月）の期間の場合は、概ね4週間となります</p> <p>(3) 体験期間中に町が依頼する移住促進事業に関するアンケート、体験者インタビュー（インタビュー内容・写真等については、町ホームページ・町広報へ掲載することがあります。）など、移住促進事業に協力できる方。</p> <p>(4) 安平町では、子育て・教育をまちづくりの柱のひとつとしており、「おためし暮らし（移住体験）住宅」利用対象者も記載の通りとさせていただいております。ご理解の程よろしく願いいたします。</p> <p>(5) 申込者にはワクチン接種証明の提出をお願いいたします。未接種の場合はご相談ください。</p> <p>(6) 利用者には抗原検査を行っていただく場合がございます。</p> <p>(7) 上記のほか、注意事項・禁止事項等については、下記をご覧ください。</p>
利用対象者	<p>以下のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 中学生以下の子どもを扶養している世帯であること</p> <p>(2) 概ね40歳未満の世帯であること</p> <p>(3) 町内の認定子ども園への体験入園を希望している世帯であること</p> <p>(4) 町外から町内企業・事業所へ通勤している世帯であること</p> <p>(5) 町内での起業・創業検討者やリモートワーク検討者であり概ね40歳未満の世帯であること</p>
申込方法	<p>「おためし暮らし（移住体験）用住宅入居申込書」に必要事項をご記入の上、下記担当課宛てにご送付ください。</p> <p>郵送先：〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地 安平町 政策推進課・政策推進グループ</p>
申込受付期間	令和4年9月1日（木）～令和4年9月14日（水）（必着）
利用決定	<p>(1) 利用決定は申込み順ではありません。</p> <p>(2) 当施設は、体験希望期間に重複等がある場合、利用者については当町において抽選・選考いたします。</p> <p>(3) 結果については、9月下旬を目途に申込まれた方にお知らせいたします。</p>
備考	利用者決定後、空きのある場合は随時申込を受付いたします。 空きの受付再開は10月上旬の予定です。
備考	<p>ご不明な点ありましたらお問合せ下さい。</p> <p>安平町役場政策推進課政策推進グループ TEL：0145-22-2751 FAX：0145-22-2026 E-mail：m-suishin@town.abira.lg.jp</p>

おためし暮らし（移住体験）事業の概略について

1. 注意事項について

- ① 使用者は利用される当日に使用料金を納め、鍵を受け取ります。
滞在期間中は住宅及び附帯施設並びに備付備品の使用について必要な注意を払い、善良な状態に管理しなければなりません。
※冬期間については、水道の凍結の問題もあり十分注意してください。
- ② **入退去は原則平日 9時00分～15時00分までの間にお願いします。**
- ③ 施設には最低限の生活必需品は用意してありますが、身の回りに必要な消耗品などについては用意しておりませんので各自でご用意ください。
- ④ ごみは、収集日が決められていますのでルールに従い対応してください。
- ⑤ 使用者は、施設の使用期間が満了したときは、施設を現状に復し担当職員の検査を受けた後に鍵を返却してください。
当施設は、ホテル等ではなく移住促進を目的とした住宅でありますので、退去時には掃除・清掃をお願いいたします。
- ⑥ 当施設の駐車スペースは、乗用車1台分となっております。
- ⑦ 当該施設は移住促進を目的とした事業であり、当該施設の近隣住民に入居時等に挨拶をすること。

2. 禁止事項について

- ① 住宅を他の者に貸したり、入居の権利を他の者に譲渡すること。
※住宅利用については、入居決定された方のみとなります。
- ② 居住以外の用途（物品の販売、寄付の要請、宗教活動など）に使用すること。
- ③ 施設内の形状や模様替えをすること。
- ④ 使用する住宅の周辺住民に迷惑行為をすること。
- ⑤ ペットの持ち込みは出来ません。
- ⑥ その他施設の使用としてふさわしくない行為をすること。

3. 利用料金について

おためし暮らし用住宅利用料

期 間	利用料金	中学生以下の子ども扶養世帯、若しくは、 概ね 35 歳未満の世帯利用の場合
1 週間まで	7, 500 円	3, 750 円
2 週間まで	15, 000 円	7, 500 円
3 週間まで	22, 500 円	11, 250 円
4 週間まで	30, 000 円	15, 000 円
5 週間以降 1 週間毎	7, 000 円	3, 500 円

- 備考
- ① 料金に電気、ガス、水道、下水道及び灯油の使用料も含まれています。
 - ② お客様の居住地から安平町間の交通費は、自己負担となります。
 - ③ 貸し布団あり（有料）